

新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置

新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言を発し、以下により「緊急事態措置」を実施する。

■1. 措置を実施する期間

- 2020年4月10日(金)から、5月6日(水)まで

■2. 措置の対象とする区域

- 愛知県全域

■3. 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛

- 生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。
- また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 多数の方が利用する施設の利用の制限等

- 県民の外出抑制を最優先に取り組むこととし、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、継続を要請する。
- 継続を依頼する業種等の類型は、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、別紙のとおりとする。
- なお、県立学校については5月6日(水)までを臨時休業とし、市町村立及び私立の学校についても休業を要請する。
- その他の施設については、外出自粛の効果を確認しながら、クラスターの発生状況等を見極めて施設の利用制限を要請する。

(3) 緊急物資の運送

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請する。

(4) 物資の売り渡しの要請

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しを要請する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

- 必要に応じ、国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係事業者団体等に対して要請する。

■4. 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や国の緊急経済対策に基づく施策などにより、きめ細かな支援に努める。
- 中小・小規模企業総合相談窓口等により、売り上げ不振を始めとする県民や事業者からの社会経済面の相談に対応する。

(3) 医療面での対策

- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様生命と健康を守る取り組みを引き続き進める。

(4) 県民生活への対策

- 県民皆様の目線で、休業・失業等による収入減少世帯への支援や、学校の臨時休業等の対応支援に取り組む。

(5) 経済対策

- 日本一の集積を誇る本県のモノづくり産業を支える中小企業の皆様を始め、農業・建設業・観光業など、幅広い産業に関わる方々が直面する苦境を乗り越えられるよう、資金繰りへの支援や需要拡大等の取組を行う。

(6) 市町村との連携

- 本緊急事態措置を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(7) 海外からの帰国者への対応

- 帰国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知する。

(8) 県の実施体制

- 県が主催するイベントの開催や県民利用施設の再開等については、適時適切に判断する。
- 緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

■5. 県民の皆様、事業者の皆様へのお願い

(1) 外出自粛のお願い

- 県民の皆様に対して、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請いたします。

(2) イベント開催についてのお願い

- 事業者の皆様に対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。

(3) 生活必需品の物資確保についてのお願い

- 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。

(4) 医療従事者への風評被害についてのお願い

- 医療崩壊を起こさないためにも、感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされることがないように、ご理解とご協力をお願いします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられ、本県が緊急事態措置を

実施すべき区域とされた場合には、これらの措置を同法に基づく緊急事態措置として、強力に推進する。

事業の継続が求められる事業者

	項目	内容
1	医療体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
2	支援が必要な方々の保護の継続	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。 生活支援関係事業者には、高齢者施設、障害者施設等の運営関係者のほか、施設利用者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
3	国民の安定的な生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上水・下水道、通信・データセンター等) 2 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) 3 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) 4 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等) 5 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等) 6 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等) 7 ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等) 8 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等) 9 メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等) 10 就労者等の子どもを預かる施設(保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園など) 11 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)
4	社会の安定の維持	<ul style="list-style-type: none"> 社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等) 2 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等) 3 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等) 4 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等) 5 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等) 6 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮して、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

2020年4月10日
愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定

愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策（概要版）

はじめに

新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続く中、愛知県は、4月10日に緊急事態宣言を行った。緊迫の度を増している状況下において、愛知県が講じていく措置のうち、「医療面での対策」、「県民生活への対策」及び「経済対策」の3つの視点から、当面、取り組む施策を緊急対策として取りまとめた。日々変化する状況を的確に捉えて、今後も機動的に必要な対策を追加し、果敢に実施していく。この感染症を克服し、経済の力強い回復を実現していくためには、日本一の産業県である愛知県が我が国の成長エンジンとして大きな役割を果たしていく必要があり、オール愛知で未曾有の難局を乗り越えてまいりたい。

対策

医療面での対策	<ul style="list-style-type: none"> ○入院医療体制の強化（感染症指定医療機関（12病院72床）・入院協力医療機関（33病院89床）で45病院161床、それ以外の病院協力分を含め合計250床確保。感染者のうち不顕性の者、軽快したが陰性化しない者、軽症者で自宅療養相当とされる者を対象に一時生活可能な入所施設の開設（あいち健康の森健康科学総合センター健康宿泊館63室を始め200室を確保） ○外来診療体制の充実（「帰国者・接触者相談センター」での24時間対応受付、帰国者・接触者外来（46医療機関）） ○PCR検査体制の拡充（愛知県衛生研究所に新たな遺伝子解析装置等を配備し、検査体制を強化。公的機関及び民間検査機関の活用促進） ○医療機関、社会福祉施設等へのマスクや消毒液、衛生用品等の提供及び購入の支援 ○体制の整備（「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：知事）の設置、名古屋市と連携した「新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム」の設置、「新型コロナウイルス感染症対策室」の設置等） ○相談窓口の開設や県民への情報提供（一般電話相談窓口及び帰国者・接触者相談センターの開設、専用WebサイトやLINE公式アカウントでの情報発信等）
県民生活への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○休業・失業等による収入減少世帯への支援（生活福祉資金貸付事業費補助金の拡充） ○県営住宅の提供（解雇等により住まいの確保が困難となった方への県営住宅の提供） ○令和2年度分の個人事業税の申告期限の延長 ○消費生活相談の強化（県消費生活総合センター、市町村消費生活相談窓口において消費者トラブルを取りまとめ、注意喚起情報の発信） ○外国人県民に対する情報提供（Webページを通じた外国人県民に「やさしい日本語」や多言語での情報発信等） ○新型コロナウイルスに感染したなどを理由に有効期限末日までに運転免許を更新できない者に対し、有効期限の延長を実施 ○学校の臨時休業等とそれに伴う対策（県立学校の臨時休業等、放課後等デイサービスの支援、認可保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分の補てん、学校給食休止等に伴い発生する関係事業者・保護者負担の軽減、子どもの居場所の確保に向けた取組（学校の活用）、児童・生徒の家庭でのオンライン学習の支援、児童・生徒の心身の健康のケア）
経済対策	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業・小規模企業やフリーランスを含む個人事業主に対する経営・労働相談窓口の設置（経営相談：県機関、県内商工会議所・商工会等（約100か所）、労働相談：あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」等） ○県融資制度の拡充（「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設、「サポート資金（経営あんしん）・（セーフティネット）」の拡充、「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始） ○金融機関に対する資金繰り支援の要請 ○企業等に対するテレワークの導入促進及び時差出勤の呼びかけ（県が作成したテレワーク導入マニュアル活用等） ○農林水産事業者等への支援（国の制度融資による運転資金の実質無利子・無担保化等、牛乳・乳製品の販路拡大・需要促進等への支援、花きの消費喚起） ○観光関連事業者等への支援（WebサイトやSNSを通じた外国人旅行者等への情報提供、「愛知県多言語コールセンター」における外国人旅行者の相談対応や県内観光関連事業者に対する翻訳サービスの提供、事態の収束を見据えての国内外でのプロモーションや情報発信等の迅速な展開） ○航空運送事業者等への支援（県営名古屋空港を使用する航空運送事業者等に対し、着陸料等の支払いを猶予） ○文化芸術活動の支援（県内の文化芸術活動の継続を図るため、アーティストや文化芸術団体等を支援） ○公共投資の早期執行等（2019年度補正予算や2020年度当初予算を早期に執行するなど公共事業を機動的に推進）

※4月7日に発表された国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」については、国の対策の詳細を把握した上で、適切に対応

県民の皆様へのお願い

- ・ 手洗いや手指の消毒、咳エチケットの徹底などの感染症対策や、集団感染を防ぐための「3つの密」を避けて行動を抑制することによる感染拡大の防止
- ・ 医療従事者への風評被害の防止